

## 小田原市マンション管理適正化推進計画の策定について

### 1 策定の背景・目的

令和3年（2021年）時点で、市内には約5,400戸のマンションがあり、市民にとって重要な居住形態の一つとなっています。

その一方で、築40年以上のマンションは約900戸あり、今後、このような高経年化するマンションの更なる増加が見込まれる中、これらのマンションが適切に修繕されないまま放置されると、所有者の居住環境の低下だけでなく、周辺環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、令和2年（2020年）6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、国から「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」が示されるとともに、地方公共団体による「マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という）」やマンション管理組合の作成する管理計画を地方公共団体が認定する制度などが創設されました。

本市は、管理組合等の作成する管理計画の認定制度を含め、マンションの適切な管理を推進するための施策を講ずることにより、マンション及びその周辺における良好な居住環境の確保を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、推進計画を策定するものです。

### 2 計画のポイント

- (1) マンションの管理の適正化に関する目標
- (2) マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置
- (3) マンションの管理の適正化の推進を図るための施策
- (4) マンションの管理の適正化に関する指針
- (5) マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及

### 3 小田原市マンション管理適正化推進計画案

別紙のとおり

### 4 策定日（案）

令和5年（2023年）3月